平成２１年（フ）第４６６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２―７―701
債務者　清水　義廣
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　智巌
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８号
千葉県茂原市上林158番地１ダイアパレス茂原401号
債務者　久我　　康
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
奈良県天理市櫟本町3072番地２
債務者　丸谷精一郎
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４号
沖縄県宜野湾市字宇地泊751番地15　ラインオンズ宜野湾マリンシティ203号
債務者　砂川　清治
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高洋一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月９日午前９時45分
6　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９３３号
愛知県春日井市廻間町字大洞681―47　東海記念病院、住民票上の住所名古屋市中川区下之一色町字権野116番地の１
債務者　村瀬　利隆
法定代理人成年後見人　石黒輝久江
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　　真
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６号
奈良県桜井市大字巻野内254番地の３
債務者　佐野　康幸
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深水　麻里
4　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７号
奈良県生駒郡斑鳩町東福寺１丁目２番44号
債務者　市瀬　　繁
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　英之
4　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９０号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町４番11号伊集院ビル301号
債務者　榮　ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　直人
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４０号
富山県黒部市田家新636番地１
債務者　谷口　敏明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　博
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第８９９号
広島市南区大須賀町17番５―1407号
債務者　江口賀津彦
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３５号
広島市安佐南区東原１丁目３番１―702号
債務者　小松　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３６号
広島市安佐南区東原１丁目３番１―702号
債務者　小松　園江
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３号
北海道旭川市宮下通18丁目右３号
債務者　海馬　孝昌
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４１号
奈良県橿原市下八釣町23番地の１
債務者　脇本　智詞
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係